

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 公 告

ページ

- 大規模小売店舗の変更事項の届出（3件）【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】 2

◇ 市選挙監理委員会

- 教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員会事務局選挙課】 10
- 平成29年1月29日執行の北九州市議会議員一般選挙における各選挙区の候補者1人につき支出することができる選挙運動に関する支出金額の制限額【行政委員会事務局選挙課】 12

北九州市公告第41号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成29年1月24日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

チャチャタウン小倉

北九州市小倉北区砂津三丁目1番1号

2 大規模小売店舗を設置する者

西日本鉄道株式会社

福岡市中央区天神一丁目11番17号

代表取締役 倉富純男

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社西鉄ストア

福岡市中央区大名一丁目4番1号

代表取締役 築嶋俊之

ほか33者

(2) 変更後

株式会社西鉄ストア

福岡県筑紫野市針摺中央二丁目16番14号

代表取締役 玉木 浩

ほか30者

4 変更の年月日

平成29年1月10日

5 変更する理由

代表者変更及び店舗入替のため

6 届出年月日

平成 29 年 1 月 10 日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区内 1 番 1 号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号

北九州市小倉北区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成 29 年 1 月 24 日から同年 5 月 24 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成 29 年 5 月 24 日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第42号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成29年1月24日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドットあーる garden 小倉【A区画】

北九州市小倉南区沼新町一丁目1004番地1

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社九州リースサービス

福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号

代表取締役 古賀恭介

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社九州リースサービス

福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号

代表取締役 榎本重孝

変更後

株式会社九州リースサービス

福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号

代表取締役 藤丸 修

イ 変更前

株式会社九州リースサービス

福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号

代表取締役 藤丸 修

変更後

株式会社九州リースサービス

福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号

代表取締役 古賀恭介

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社丸久

山口県防府市大字江泊1936番地

代表取締役 藏澄 均

ほか2者

イ 変更後

株式会社丸久

山口県防府市大字江泊1936番地

代表取締役 田中康男

ほか2者

4 変更の年月日

(1) ア 平成22年6月29日

イ 平成28年6月29日

(2) 平成29年1月12日

5 変更する理由

設置者及び小売業者の代表者変更のため

6 届出年月日

平成29年1月12日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市小倉南区若園五丁目1番2号

北九州市小倉南区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成29年1月24日から同年5月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成29年5月24日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあってはその代表者の氏名

- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第43号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成29年1月24日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドットあ〜る garden 小倉【B区画】

北九州市小倉南区沼新町一丁目1004番地58

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社九州リースサービス

福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号

代表取締役 古賀恭介

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社九州リースサービス

福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号

代表取締役 榎本重孝

変更後

株式会社九州リースサービス

福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号

代表取締役 藤丸 修

イ 変更前

株式会社九州リースサービス

福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号

代表取締役 藤丸 修

変更後

株式会社九州リースサービス

福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号

代表取締役 古賀恭介

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社三喜

千葉県柏市中央町2番8号

代表取締役 八木下眞司

ほか1者

イ 変更後

株式会社三喜

千葉県柏市中央町2番8号

代表取締役 野田孝文

ほか1者

4 変更の年月日

(1) ア 平成22年6月29日

イ 平成28年6月29日

(2) 平成29年1月12日

5 変更する理由

設置者及び小売業者の代表者変更のため

6 届出年月日

平成29年1月12日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市小倉南区若園五丁目1番2号

北九州市小倉南区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成29年1月24日から同年5月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成29年5月24日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあってはその代表者の氏名

- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市選挙管理委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

平成29年1月19日

北九州市選挙管理委員会
委員長 日高義隆

1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

1万6,178人

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育長又は教育委員会の委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

20万1,107人

3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

門司区 2万8,882人

小倉北区 5万6,433人

小倉南区 5万9,040人

若松区 2万3,480人

八幡東区 1万9,655人

八幡西区 7万1,232人

戸畑区 1万6,688人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項

(合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置
協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数
13万4,809人

北九州市選挙管理委員会告示第12号

平成29年1月29日執行の北九州市議会議員一般選挙における各選挙区の候補者1人につき支出することができる選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成29年1月20日

北九州市選挙管理委員会
委員長 日 高 義 隆

選挙区名	選挙運動に関する支出金額の制限額
門司区選挙区	5,851,800円
小倉北区選挙区	5,758,000円
小倉南区選挙区	5,899,300円
若松区選挙区	5,799,100円
八幡東区選挙区	5,896,400円
八幡西区選挙区	5,822,800円
戸畑区選挙区	5,564,900円